



※障害支援区分とは、障がい者の方の心身の状態を総合的に表すもので、介護給付の必要度を判定する目安となるものです。区分は6段階あり障がい程度の軽いものから区分1・区分2・区分3・区分4・区分5・区分6です。市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市が認定します。